

# 個別避難計画作成の手引き（本人・家族記入用）

## 1. 個別避難計画

### ○ 個別避難計画とは

個別避難計画とは、災害に備えて、どこに、どのように避難するかなど、災害時の避難方法をあらかじめ本人・家族等と確認して作成する個別の避難行動計画のことです。

### ○ 個別避難計画の取組を進める理由

頻発化する大規模災害において高齢者や障がいのある方当の避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が努力義務化されました。

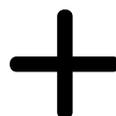
### ○ 計画作成の対象者

個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている人が対象となります。名簿に未登録の場合は、登録手続きが必要となります。

#### 避難行動要支援者

災害時に一人で避難することができないおそれのある

- ① 満70歳以上の者のみの世帯の方
- ② 身体1・2級（心臓・腎臓のみは除く。）の方
- ③ 愛護手帳Aの方
- ④ 精神1級の方
- ⑤ 介護保険の要介護認定3以上の方
- ⑥ 難病の認定を受けている方
- ⑦ その他支援を必要とする方



名簿掲載  
の同意

※ 施設入所や長期入院等、必要な避難支援が得られる状況下にある方は対象外です。

### ○ 計画作成のメリット

あらかじめ避難先や避難方法を決めておくことで、災害時に慌てず避難行動を行うことができます。避難の際に持っていくことで、避難所の担当者や支援者が情報を把握しやすくなります。

※ 作成義務はありません。また、個別の支援をお約束するものではありません。

## 2. 個別避難計画作成の流れ

- ① 用紙を準備してください。
  - ・ 様式第3号 「避難行動要支援者個別避難計画書」
  - ・ 様式第4号 「個別避難計画作成同意確認書」市ホームページからダウンロード、または市役所（本館2階7番窓口生活福祉課）で配布しています。 ※ データ入力できますが、署名欄がありますので提出は紙になります。
- ② ご本人またはご家族で、ハザードマップを参考にしながら計画書を作成しましょう。
- ③ 避難支援者に協力を依頼してください。
- ④ 市生活福祉課まで計画書を提出してください。
  - ➡ 提出を受けた後、市から\*避難支援等関係者へ計画情報を提供します。
  - \*避難支援関係者 = 消防本部、警察署、民生委員、町内会、社会福祉協議会、消防団、自主防災組織のことを言います。

## 3. お問い合わせ

### ○ 個別避難計画に関すること

十和田市生活福祉課福祉係 TEL:0176-51-6718 FAX:0176-22-7599  
Mail : seikatsufukushi@city.towada.lg.jp

### ○ ハザードマップ、避難、防災全般に関すること

十和田市総務課防災危機管理室 TEL : 0176-51-6703 FAX : 0176-22-5100  
Mail : bosai@city.towada.lg.jp